

自己判定方式（写真判定）による罹災証明書の交付

袖ヶ浦市では、住家の被害の程度が明らかに軽微であり、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という被害の程度に同意できる場合は、自己判定方式（写真による判定）による判定が可能です。「準半壊に至らない（一部損壊）」とは、1棟の家屋で被害が10%未満の罹災判定のことです。

自己判定方式（写真による判定）は、実地調査を行いませんので、調査の順番待ちの必要がありません。短期間で罹災証明書をお受け取りいただけるというメリットがあります。

※ 非住家（工場・店舗等）の場合は、罹災届出証明を申請してください。

1 申請の流れ



2 「準半壊に至らない（一部損壊）」の目安

- ・地震の影響で、瓦の一部がずれ、破損が生じた被害
- ・風害の影響で、壁や屋根に亀裂が生じ、そこから雨漏りが発生した被害
- ・浸水の影響で、床下に浸水が生じた被害
- ・浸水の影響で、床や壁の一部に汚損やずれ、ひび割れが生じた被害 など

※自身で被害の程度を判断することが困難な場合は、実地調査をご活用ください。

3 必要書類

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等）
- (2) 対象となる住家の位置を示した地図等（任意）
- (3) 写真（被害がわかるもの ※裏面参照）
 - ①建物の全景（4面）（隣家等と近接して撮影できない箇所は無くても結構です）
 - ②表札（ない場合は撮影不要です）
 - ③被害を受けた部位について、その内容が明らかになるような写真
- (4) 罹災証明書交付申請書
- (5) 切手を貼って宛先を記入した返信用封筒（郵送で受取の場合）

4 申請の窓口

袖ヶ浦市役所 罹災証明交付申請窓口

住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

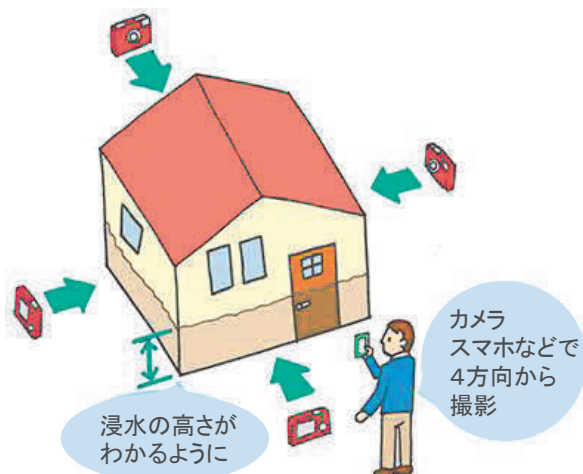
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

＜想定される撮影箇所＞

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

＜イメージ図＞



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

